

## 幼児教育無償化について

1. 保護者の所得に関わりなく、毎月の授業料から 25700 円(上限額)が無償化になります。
2. 授業料が上限額を上回る場合の差額は保護者の負担になります。
3. 給食費(6,500 円)は、人件費光熱費(3900 円)と主食費副食費(2600 円)に分けられます。

その内、人件費光熱費 3900 円は無償化の対象になります。

4. 令和 4 年度入園児の授業料は 29500 円(給食費含む)であり、上限額 25700 円の差額分月額 3800 円(給食費含む)が保護者負担となります。

授業料 29500 円には給食費 6500 円を含んでいますので、無償化対象授業料は 23000 円となります。また、入園料 40000 円も無償化の対象となりますが、本園では既に授業料が 25700 円を超えていますので、入園料は保護者負担となります。